資料　3

ちびっこきらら保育園の地方裁量型認定こども園への移行

《概要》

ちびっこきらら保育園は、平成１２年４月より、「ちびっこランド」という名称で堀切地内に開設され、独自の保育方針で運営が行われてきた。平成２４年に NPO 法人取得に併せ「ちびっこきらら保育園」に改名され、現在に至っている。

令和３年の園長の交代を機に、地方裁量型認定こども園としての事業開始を目指し、県・市からの指導や県社会福祉協議会の第三者評価の受審による法人運営の改善と保育の見直しに努めている。

今年度、取り組みの成果を確認するため第三者評価を受審したところ、ほぼすべての事項において改善が見られ、県の立入調査時においても指摘事項はなかった。

法人の地方裁量型認定こども園への移行は、子どもたちの保育の質が確保されることが期待されることから、認可申請のための事務を進めることとする。

《施設名》　特定非営利活動法人　ちびっこきらら保育園

《所在地》　黒部市堀切 1388-2

《職員数》

１７名（園長１名、常勤保育士８名、非常勤保育士４名、常勤調理員２名、准看護師２名）

《利用定員》

	3 号			2 号			1 号			計
	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	3 歳	4 歳	5 歳	
現行	12	14	14	14	14	14				82
R5.4～	6	12	12	14	14	14	1	1	1	75

《事業開始予定日》　令和５年４月１日

《認定までのスケジュール》

・事前確認書類⇒富山県子育て支援課へ（９月末に提出済）
・認定申請書⇒富山県子育て支援課へ（11 月末）
・令和５年度当初予算要求⇒市財政課へ（11 月）
・認定許可⇒富山県子育ても支援課より（3 月末）

地方裁量型認定こども園とは

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が認定こども園として必要な機能を果たす施設であり、設置主体に制限がない。「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づき、各都道府県が条例を制定し認定基準を決めている。都道府県の認定を受けた場合であっても、分類上は認可施設ではなく認可外施設として分類される。